

第10回産業分類検討チーム 議事概要

1 日 時：令和4年8月5日（金）14:00～15:55

2 場 所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】 河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、中村構成員、
牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】 内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁

【オブザーバー】 日本銀行

【事務局】 総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官ほか

4 議 題

- (1) 小売業における業態の取扱いについて
- (2) 大分類E及びOの案件（調整中であったもの）について
- (3) 第9回検討チームにおけるご意見への対応について
- (4) 第1回～第9回検討チームのとりまとめ及び課題の整理
- (5) 今後の審議スケジュールについて
- (6) その他

5 議事概要

(1) 議題1 小売業における業態の取扱いについて

資料1に基づき、事務局が小売業における「業態」別の分類項目の扱いに関する説明を行い、その後
に質疑応答が行われた。

小売業の改定案において「業態」別の分類項目を採用することは了承されたが、具体的にどうするか
は引き続き検討することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料1の4ページの5における最下部の段落に「JSICと生産物分類のすみ分けを行い、補完関係となる
ようJSICにおける小売業は「業態」による分類の設置も必要」という記載があり、基本的にその方向性は
良いと思う。

同じ生産物でも様々な業態で売られており、それらをSUTにおいて記録する際、商業マージンを業態別
に捉えておけば、百貨店等の業態のそれぞれにおいてどの程度の商業マージンがあるかを把握できるよ
うになるのではないかと考える。したがって、長期的にはJSICの小売業は業態別に分類する方向で良いの
ではないかと思う。例えば、「業種」別の分類項目を設け、SUTの商業マージンを業種別に示すようにした場
合、それらは単に対角上に記載されることになろう。むしろ「業態」別の分類項目を設け、SUTの商業マ
ージンを業態別に示せるようにする方が良いのではないかと思う。

- ある産業を政策的に分析する必要がある場合などにおいて「業態」別の分類が必要であれば、「業態分類」
の設定に賛成である。しかし、それらの定義が明確ではないのに、そのような分類項目を多く設定すれば
混乱を来すことになる。例えば、曖昧な定義のままに設定すると、それらが該当し得る分類項目間におい

て産業移動が頻繁に起こる問題が生じることになる。「業態分類」を作るのであれば、定義を明確にする必要がある。

そういう観点で小売業を見ると、「百貨店」、「総合スーパー」及び「その他の各種商品小売業」においては「従業者数 50 人以上」と「50 人未満」という明確な基準がある一方で、ホームセンターやコンビニエンスストアには「規模が大きい」とか「規模が小さい」といった漠然とした基準もあり、小売業の全体において基準の整合性が不十分である。まずは、回答者がある産業を分類する際に適切な分類項目を特定できるのかとか、定義文は本当にそれで適切かという観点から検証する必要があるのではないかと。

- 生産物分類が設定されて、生産物ごとの売上げを産業分類により把握する必要がなくなったので、「コンビニエンスストア」において食料品がどの程度売られているか、また、「百貨店」や「専門小売業」ではそれがどの程度売られているかなどが正確に分かるようになった。このため、例えばISICのように、専門店と各種商品を販売している店舗を中分類レベルで分けて産業移動を軽減する観点のほか、産業を供給サイドの生産技術によって分類する観点から、小売業における階層構造の見直しを検討することは必要ではないか。
- 「業種」別の分類項目が設定された理由としては、扱う商品が業者によって全く違っていたという背景があったが、現在ではそのような状況ではないし、専門店が珍しくなってきたという状況なので、「業態」別の分類項目を採用せざるを得ないのではないかと思う。
- 只今の発言に関連して、現行JSICでは「業態」別の分類項目が産業分類コード3桁（小分類）と4桁（細分類）に混在しており、事業所母集団データベースでは4桁の細分類が含まれていないような問題があると聞いたが、その点はいかがか。
 - ← 「業態別」の分類項目は産業分類コード3桁（小分類）と4桁（細分類）が混在しているので、それらをすべて3桁にして事業所母集団データベースの調査対象となるようにしたほうが良いのではないかと御意見だと理解している。経済産業省でも別途検討しているようなので、別途、経済産業省から発言があると思うが、現時点で経済産業省としては明確な方向性が決まっていないうであり、事務局と相談しながら検討することになると認識している。
 - ← 御意見は、商業動態統計調査の見直しに関する問題点を踏まえた内容と考える。商業動態統計調査では、「コンビニエンスストア」、「ホームセンター」、「ドラッグストア」等の細分類レベルの分類項目と小分類レベルの「百貨店」、「スーパー」も調査している。さらに産業分類よりも細かい「店舗面積」や「セルフサービス方式の採用の有無」等も調査している。その調査に際しては、3年ごとに実施される商業統計調査の結果等を基にして更新されていた母集団データベースを使用していたが、商業統計調査が廃止になったため、その代わりとなる経済構造実態調査が新しく実施されることになった。しかし、経済構造実態調査では細分類の情報を調査していないため、4桁（細分類）である「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」等の情報が分からないことになった。そのため、事業所母集団データベースを使用すると問題が生じるという視点から議論された経緯はある。しかし、それにより、細分類を小分類に格上げしたい訳ではない。
- その問題に対しては、4桁を3桁に変更することにより比較的クリアになるのではないかと認識だが、いかがか。
 - ← ご発言のような趣旨で検討を行っているのではなく、事業所母集団データベースの使用に関する検討

を行うという統計委員会からの指摘に対する検討を行っている。

具体的に経済産業省では、統計委員会の諮問第134号に対する答申（「商業動態統計調査の変更について」（令和元年12月20日付））を受けて研究会を立ち上げ、統計調査を設計する上での実務的な問題（外部委託を推進するための委託先の事業者の育成、それに伴う複数年の委託契約の締結等）の洗い出しを行い、それらに対応するための検討を行っている。また、令和2年3月から平成28年経済センサス-活動調査の個票情報を母集団情報として使用することとなり、それへの対応も検討することとなった。令和2年3月から平成28年経済センサス-活動調査の個票情報を母集団の情報として使うことについては、統計委員会答申（「商業動態統計調査の変更について」（令和2年9月9日付））において、前回答申において指摘された「今後の課題」（経済センサス活動調査等を活用した調査対象名簿の整備方法の検討）の対応としての指摘を受けている。すなわち、令和2年3月以降の調査分から母集団の変更を検討することとされたが、現時点では検討が進んでいないので、引き続き今後の課題として検討することが必要であるという内容である。

このように、現在、調査実施課室では、母集団情報の対象が平成28年経済センサス-活動調査に変更してからどうなっているかも含めた問題点を総合的、実務的に検討する方向で検討が進んでいるところである。事務局から、経済産業省が検討を行っているとの説明があったが、あくまでも商業動態統計調査を実施していく上での問題として考えている。

- ポイントは、ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）から事業所情報を抽出して母集団名簿を作成することが今のところできていないということか。
 - ← ご認識のとおりである。もちろん、今のビジネスレジスター（年次フレーム）を基にすることも検討していただき、その方法も提示していただいたが、今後どう進めていくかはまだ定まっていない。また、平成28年経済センサス-活動調査の母集団の適用状況も含めて検討する必要があり、その年次フレームについてもこれから経済構造実態調査の内容が加わるため、切替えのタイミングの問題もある。さらに、令和3年経済センサス-活動調査の情報も追加されるため、複合的な要因が想定され、慎重に判断する必要があると考えている。
- 「業態」別に商業を詳しく調査しているのは、「業種」別に分類された項目の情報としてはほとんど意味がなくなっており、「業態」別で分類された項目の方が情報として意味があるからである。「業態」による分類は将来的には検討せざるを得ない内容だと思うので、早めに対処した方が良いと思う。少なくとも次回は、踏み込んで議論することが必要ではないかと思う。
- 4桁の「コンビニエンスストア」を3桁に変更する案は、その課題への対処の一つだとは思う。さらに2桁（中分類）レベルでも検討し、ISICと同じように「専門店」と「非専門店」に分け、「非専門店」の中に「コンビニエンスストア」、「総合スーパー」、「百貨店」等の各種商品売っている業態別の分類項目を設定することによって全体が整理されると思う。ISICとの整合性を考えても、今回、検討する価値はあるのではないかと思う。
- 究極的にはそのような改定方向となるが、中分類レベルで変えるとなると結構大変なのではないか。
- 細分類自体は組替えて整理するという趣旨である。この再整理によって過去との接続が不可能となることのないように検討していくべきではないかと思う。
- 基本的には同意見である。今回の検討チームにおいて我々が産業分類をどのようにして改定していくか

という観点からは、国際分類との類似性も考える必要があるという意見もあるし、生産技術という観点から見ても、今の意見は我々の考え方と合致している。ただし、実務上の問題は我々には分からないので、具体的にどこまで可能かを経済産業省と一緒に考えることはできるのではないかと。

← 商業動態統計調査の検討内容だけから方向付けされるとミスリードなるおそれがある。調査実施課室からも政策担当原課からも「業態」に関する意見は出ていないので、経済産業省として現段階でどのように考えているのかを示すことはできない。むしろ、産業分類検討チームにおいて合理的な方向性の整理が行われれば、それに従っていくということになる。

- それならば分類の考え方を国際基準に合わせ、4桁、3桁の位置付けを変えないまま中分類だけを組み替えて整理することに着手してはどうか。
- それでも良いと思うが、仮に4桁を3桁に格上げするとしても、2桁（中分類）が「各種商品」別の「非専門店」であれば、3桁と4桁が一緒という分類構成もあり得るのではないかと。過去との接続ができるのであれば、4桁を3桁に変更する階層構成にすることもあり得るし、合理的なのではないかと思う。
- 今の2つの意見は、いずれもISICに近い分類構成案を提言していると考ええる。
- ISICの分類構成を参考にして、中分類だけでも整理することは一つの落としどころではないか。小分類と細分類を整理すると実務上の問題が生じるが、中分類であれば実務上の影響はないため、今回、中分類での整理の着手を提言することに意味があるのではないかと。
- 今の意見は、例えば、小分類「589 その他の食料品小売業」の3桁の下に「5891 コンビニエンスストア」を置くのではなく、「その他の食料品小売業」と並ぶ形で「コンビニエンスストア」を置くこと、あるいは小分類「603 医薬品、化粧品小売業」の下に「6031 ドラッグストア」を置くのではなく、「医薬品、食料品小売業」と並べて「ドラッグストア」を置くというようなイメージなのか。
- 発言の趣旨は、中分類は「専門小売業」と「非専門小売業」の2つに分け、「非専門小売業」の方に「各種商品小売業（コンビニエンスストア等）」のような「業態分類」の大半を集めることである。例えば、「飲食料品小売業」における果実、野菜、鮮魚、あるいは「その他の飲食料品小売業」等の専門の業種はすべて「専門小売業」という中分類に入れることである。「コンビニエンスストア」はもう一つの中分類である「非専門小売業」の「各種商品」別の分類項目に入ることとなる。そうすると、中分類「非専門小売業」の下の小分類に「コンビニエンスストア」を立てることもできる。結果として、過去と同じ情報を把握できるのであれば、細分類レベルの組み替えによりある程度の接続が可能となる。
- 商業動態統計調査を母集団情報として使用できない一つの理由が、必要情報が4桁（細分類）であるのに対し、事業所母集団は3桁（小分類）までしか情報がないことである。それならば4桁を3桁に格上げすることにより解決できるのではないかと提案したが、そのことが中分類レベルで分類項目を整理する内容と関連しているという指摘は納得できる。
細分類を変更するのは実務上の課題があって難しく、現場が混乱するとのことだが、一方、中分類レベルの検討は、実務上大きな問題がないため、そこで整理して最終的に細分類の整理を行えばよいのではないかと。
- 「専門（小売業）」と「非専門（小売業）」とが混在する中に「業態」が入り、その整理が不十分という状態なのだが、「専門（小売業）」と「非専門（小売業）」の「業態」をどのように整理するのかを具体的に検討する必要があるのではないかと。

また、第8回検討チームにおいて「食料品スーパー」の立項が検討された際、「セルフサービス方式」の「食料品スーパー」と「セルフサービス方式」ではない「食料品の小売店」をどう整理するかという課題から「業態」の議論に発展したと思う。それとこの「業態」のとの関係はどのようなものなのか。

← 第8回検討チームにおいて「食料品スーパー」の新規立項が経済産業省から提案されたが、事務的には、現在、委員からの指摘事項を検討している状況である。今回、「業態」を議題として採り上げたのは、JSICにおいて「食料品スーパー」の立項を検討する場合でも「業態」をどのような考えの下に位置付けるべきかの整理が必要であると理解しているためである。

○ 「業態」別の分類を採用すべきか否かについては、採り入れるべきとの意見が大勢であるし、自分もそのように考える。

○ 「業態」別の分類項目の採用に関しては賛成である。今回の「業態」別に分類項目を立てるという議論において「セルフサービス方式」を分類のメルクマールとするのであれば、「セルフサービス方式」は「業態」ではないのか。「セルフサービス方式」の「食料品スーパー」が「業態」の一つとして認識されているのか否かを確認したい。

← 「食料品スーパー」の立項に関しては、第8回検討チームにおける指摘事項を事務的に検討中である。定義文に「セルフサービス方式」が記載された当時の検討においてはそれがメルクマールであったが、仮に今回の改定において「食料品スーパー」を立項する場合には、第8回検討チームの議論における指摘事項と今回新たに明らかになった問題意識も含めて、産業等の業種を区別できるような定義文を書くことになると考えている。いずれにしても、現時点では検討中である。

○ 「業態」別に分類項目を設定することについては決定し、具体的にどうするかについては、今後、議論することとする。

(2) 議題2 大分類E及びOの案件（調整中であったもの）について

資料2-1～2-5に基づき、「大分類E-製造業」の中分類「09 食料品製造業」を所管する経済産業省及び「大分類O-教育、学習支援業」の中分類「81 学校教育」を所管する文部科学省が修正案の説明を行った後に質疑応答が行われた。

修正案については特段の意見がなく、了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

○ 日本私立大学協会や私立大学情報教育協会などの大学関連の協会についても「学校支援機関」に分類されるのか。

← 当該機関が評価機関であって、主たる業務として高等教育機関の評価を行っていれば「学校支援機関」に分類される。

○ 特に評価を行っておらず、大学向けの研修を企画立案している場合には、別の分類があるのか。

← 確認の上、回答する。

(3) 議題3 第9回検討チームにおけるご意見への対応について

資料3-1～3-7に基づき、第9回検討チームにおいて検討課題を指摘された「7599 他に分類さ

れない宿泊業」を厚生労働省、「4892 レッカー・ロードサービス業」を国土交通省が説明した後に質疑応答が行われた。修正案については特段の意見がなく、了承された。

(4) 議題4 第1回～第9回検討チームのとりまとめ及び課題の整理

資料4に基づき、事務局、経済産業省及び国土交通省が説明した後に質疑応答が行われた。

とりまとめ結果、残された課題、それらの検討の方向性は了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料4の別紙3のC-7の「ファブレス企業」の扱いについては現行の「卸売業」のままということであったが、ISICでも検討中である。その検討において「知識生産物（設計・デザインの部分であったと思う。）」というような言葉が出ていたと思うが、ISICでの検討結果はどのようになったのか。今回の「ファブレス企業」の扱いは、ISICでの議論を反映したものなのか。

← 「知的財産権」についての議論はあったが、「知識生産物」については明確でないので確認した上で回答する。

- 資料4の別紙2のB-1の「ホテルの営業所」について、そのような営業所では宿泊サービスが行われていないので、対応案では「929 他に分類されない事業サービス業」としていると思う。この趣旨として、営業所が事業所サービスを提供しているが、それは企業内の他の事業所であるホテルにとっては中間消費として扱われることだと思う。他方、これまでの検討において事業所の定義は、経営諸帳簿がある、あるいはそれが同一であることなどが要件として整理されている。実態的にホテルの営業所には、経営諸帳簿や売上げの記録があることなどを踏まえると、補助活動とすべきではないかと考える。

また、JSICでは「管理・補助」の小分類が「主として管理事務を行う本社等」と「その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」に分かれており、後者には輸送、清掃等が極めて限定的に記載されている。SNAの「補助的活動」には人事管理、会計等の非常に広範な内容が入っており、その中にプロモーションセールスも入っている。「ホテルの営業所」は、このセールスをプロモートしている事業所だと思うので、それも考慮すると補助的経済活動にした方が良いのではないかと考える。

← 本件は検討中の案件であり、また、産業分類とSNAとが全て一致している訳ではないため、両者にどの程度まで整合性を確保するかという課題も含めて整理や検討を行い、結果を報告したい。

- 資料4の別紙3のC-9の「インターネット販売」について、NAICSにおいて無店舗小売業は、店舗の有無によってインターネット販売と店舗による販売を区別しなくなっており、ISICも同じような変更が行われる見込みである。これは、「インターネット販売」も行っているが店舗も持っている、いわゆる兼業が多く、仮に無店舗だけを特出ししたとしても、「インターネット販売」自体を把握できないので無意味であり、また格付も難しいということによる。

そもそも産業分類では把握できないという理由により国際分類においても議論がなされたのに、日本の場合は経済センサス活動調査でインターネット販売比率を調査しているのに「インターネット販売」が把握できているということを考えると、「対応案」において「電子商取引は、現行の分類で調査上に大きな問題なく把握可能である」とあるのは書き過ぎではないかと考える。

また、「対応案とする理由」欄の「当該分類に関して分類の判断の際の疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題なかった」という記述についても、店舗のない事業所は全て無店舗

小売業に格付けされるため、産業格付は非常に分かりやすく、当然、疑義件数などはないし、訂正件数もないだろうと思う。

問題の本質は、被調査者に対して、自分が無店舗小売業であるか否かが分からないことでなく、むしろ兼業している場合にどう格付するか、どう把握するか、どうあるべきかという課題だと考える。実際に回答者が困るか否かではなく、産業構造を把握する上で、どのような分類にすればそれを的確に把握できるかという観点からの問題意識である。

その問題意識は今後もしっかり持っていくべきであり、特に国際分類との比較において重要なのではないかと。

← 事務局と相談しながら検討していきたい。

(5) 議題5 今後の審議スケジュールについて

資料5に基づき、第11回以降の検討スケジュールを事務局が説明し、特段の意見はなくスケジュール案は了承された。

主な意見は、以下のとおり。

- 検討後にその結果をまとめて国際分類とどの程度一致しているかの「星取表」を作成しておいた方が良いのではないかと。必ずしもすべてを国際分類に合わせる必要はないと思うが、ISICとの関係だけでも整理しておく必要はある。
- 今回の産業分類の改定案の検討における基本的な考え方は、供給面の生産技術を重視することと国際分類に対応させることが大きな二本の柱でもあったので、細分類までの整理は難しいと思うが、国際分類との対比表を一覧できるようにまとめていただきたい。

(6) 議題6 その他

事務局がISICの改定状況及び今後のスケジュールを報告した。

次回の検討チームは、令和4年9月21日（水）14：00～16：00にWeb会議により開催する。

本日の議事概要については、内容を確定した上で、本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

(以上)